

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 10 号

瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
瀬戸市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年瀬戸市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入居者の資格）</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第 2 項において「老人等」という。）にあっては第 2 号から第 5 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあっては第 3 号及び第 5 号）のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p><省略></p> <p>その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年</u></p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として<u>令第 6 条第 1 項</u>で定める者（次条第 2 項において「老人等」という。）にあっては第 2 号から第 5 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあっては第 3 号及び第 5 号）のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p><省略></p> <p>その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の<u>令第 6 条第 4 項</u>で定める場合 <u>令第 6 条第 5 項第 1 号</u>に規定する金額</p>

政令第424号)第1条の規定による改正
前の公営住宅法施行令(以下この号におい
て「旧政令」という。)第6条第4項で定
める場合 旧政令第6条第5項第1号に規
定する金額

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第
3項又は激甚災害に対処するための特別の
財政援助等に関する法律(昭和37年法律
第150号)第22条第1項の規定による
国の補助に係るものである場合 旧政令第
6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧政
令第6条第5項第3号に規定する金額

から まで <省略>

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第
3項又は激甚災害に対処するための特別の
財政援助等に関する法律(昭和37年法律
第150号)第22条第1項の規定による
国の補助に係るものである場合 令第6条
第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第
6条第5項第3号に規定する金額

から まで <省略>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。